

## 桶川市 A E D（自動体外式除細動器）貸出要領

（平成 2 1 年 8 月 3 日市長決裁）

（目的）

第 1 条 この要領は、桶川市において貸出用に配備した自動体外式除細動器（以下「A E D」という。）の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

（貸出用 A E D）

第 2 条 この要領により貸出しを行う A E D は、安心安全課に 1 台配備する。

（貸出対象）

第 3 条 A E D は、次のいずれかに該当する場合に貸出しを行うものとする。ただし、利用場所は原則として埼玉県内であるものに限る。

- (1) 市が主催、共催、後援又は協賛する行事
- (2) 市民が主催する営利を目的としない行事
- (3) その他市長が必要と認めたもの

（貸出要件）

第 4 条 貸出しを受ける者（以下「借用者」という。）は、A E D の借入に当たっては、医療従事者又は普通救命講習、上級救命講習その他これらに類する講習（心肺蘇生法及び A E D の操作方法を含む講習をいう。）を修了した者を、行事等の期間を通じて会場に常駐させなければならない。

（貸出申請）

第 5 条 A E D の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、A E D（自動体外式除細動器）貸出申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

（貸出の決定）

第 6 条 市長は、前条の規定により申請書が提出された場合はこれを審査

し、貸出しをすることが適当と認められるときはA E D（自動体外式除細動器）貸出承認通知書（様式第2号）を申請者に通知するものとする。

（貸出期間）

第7条 A E Dの貸出期間は、行事等が開催される期間（原則として7日以内）とする。

（経費負担）

第8条 A E Dの貸出しに係る費用は無料とする。

2 貸出期間中におけるA E Dの運搬、保管管理等に要する経費は借用者が負担しなければならない。ただし、A E Dを傷病者に対して使用した際における電極パッド、救急セット等の消耗品に係る経費は、桶川市が負担するものとする。

（貸出中の管理）

第9条 借用者は、A E D（自動体外式除細動器）貸出承認通知書の留意事項を遵守し、A E Dを常に良好な状態で保管しなければならない。

（返還）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、借用者からA E Dを返還させることができる。

(1) 第4条の要件を満たさなくなったと認められるとき。

(2) 第9条の規定に違反したと認められるとき。

（使用報告）

第11条 借用者は、A E Dを使用した場合は、A E Dを返還する際に、A E D（自動体外式除細動器）使用報告書（様式第3号）に必要事項を記入し、市長に提出しなければならない。

（事故報告及び損害賠償）

第12条 借用者は、A E Dを紛失し、又は破損させた場合には、A E D（自動体外式除細動器）紛失・破損等報告書（様式第4号）に必要事項を記入し、市長に提出しなければならない。

2 借用者の故意又は過失により A E D を紛失し、又は破損等させた場合には、現品を購入し、又は原状に回復するために係る費用に相当する金額を支払うことにより賠償するものとする。

附 則

この要領は、平成 2 1 年 9 月 1 日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

桶川市長

申請者（団体・代表者名等）

住 所

氏 名

電話番号

担当者名

AED（自動体外式除細動器）貸出申請書

桶川市AED（自動体外式除細動器）貸出要領の規定に基づき、AEDの借用について、次のとおり申請します。

なお、借用するAEDの取扱については、桶川市AED（自動対外式除細動器）貸出要領を遵守します。

行事等の名称		
行事等の主催者		
開催期間		年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
開催場所	名 称	
	所 在 地	
行事内容		
参加予定者数		名
資格者	氏 名	
	資 格	医師・歯科医師 保健師 看護師 消防士 普通救命講習修了者 その他（ ）
借用希望日		年 月 日（ ） 時
返却希望日		年 月 日（ ） 時
借用者名		
返却者名		

※管理番号の欄は記入不要です。

管理番号	※
------	---

年 月 日

申請者 様

桶 川 市 長

A E D（自動体外式除細動器）貸出承認通知書

年 月 日付で申請のあったA E Dの貸出しについて、  
次のとおり貸出しを承認します。

1 貸出しする行事名、期間等

行事等の名称	
貸 出 日	年 月 日 ( ) 時
返 却 日	年 月 日 ( ) 時
備 考	

2 留意事項

- (1) A E Dの引き渡しを受ける際は、この通知書を安心安全課に提示してください。
- (2) A E Dが使用可能な状態になっているか確認してください。
- (3) A E Dは、落としたりしないよう大切に扱ってください。
- (4) 電極パッドは、実際にA E Dを用いて除細動を行う以外は開封しないでください。
- (5) 行事等開催中は、普通救命講習会修了者等が必ず常駐してください。
- (6) A E Dを使用した場合は、A E D（自動体外式除細動器）使用報告書（様式第3号）により報告してください。
- (7) A E Dを紛失し、又は破損等させた場合には、A E D（自動体外式除細動器）紛失・破損等報告書（様式第4号）により報告してください。
- (8) その他、取扱説明書及び桶川市A E D（自動体外式除細動器）貸出要領に基づき、適正に管理等をしてください。

（注意）A E Dの返却時には、A E D（自動体外式除細動器）貸出承認通知書を必ずご持参ください。

※管理番号の欄は記入不要です。

管理番号	※
------	---

様式第3号（第11条関係）

年 月 日

桶川市長

申請者（団体名・代表者名等）

住 所

氏 名

電話番号

担当者名

AED（自動体外式除細動器）使用報告書

年 月 日付けで借用したAEDを使用したもので、次のとおり報告します。

行事等の名称	
AED使用場所	行事の会場内 行事の会場外 その他（ ）
使用日時	年 月 日（ ） 午前 午後 時 分頃
AEDを操作した人	主催者（スタッフ含む。） 参加者 医師・歯科医師 保健師 消防士 普通救命講習修了者 その他（ ）
AEDの使用を受けた人	参加者 主催者（スタッフなど） その他（ ）
AED使用時の状況等	（①誰が、どこで、どのような状態となり、②誰が、心臓マッサージ、人工呼吸、AEDなどの措置をし、③誰が、119番通報などし、医療機関に搬送などしたか、可能な限り詳しくご記入ください。）
備考	

※管理番号の欄は記入不要です。

管理番号	※
------	---

様式第4号（第12条関係）

年 月 日

桶川市長

申請者（団体・代表者名等）

住所

氏名

電話番号

担当者名

AED（自動体外式除細動器）紛失・破損等報告書

年 月 日付けで借用したAEDについて、次のとおりAEDの故障・紛失を報告します。

行事等の名称	
故障・紛失の種類別	故障 破損 紛失 (該当に○印してください。)
故障・紛失等の状況	<p>(①「故障」の場合は、どのような場所（高温多湿）で管理し、どのようなときに故障が確認されたかご記入ください。)</p> <p>(②「破損」の場合は、どのような場所で管理し、どのような取扱い（AEDを落とした、壁等にぶつけた、水がかかったなど）をした際に破損したのかご記入ください。)</p> <p>(③「紛失」の場合は、だれがどのような保管管理をしていたか、紛失時の状況等をご記入ください。)</p>
備考	

※管理番号の欄は記入不要です。

管理番号	※
------	---